

人種や出身国、その他の特徴を根拠とするヘイトや差別は、ニューヨーク市では許されません。

自身や知人が人種、民族、宗教などのアイデンティティを理由として身体的なハラスメントや暴力を受けた場合は、911番に通報してください。

NYPDは助けを求めている人の在留資格について質問することはありません。また、言語に関するサポートを利用することができます。NYPDでは、現在利用可能な被害者支援サービスも紹介しています。

さらに、犯罪被害者支援機関と連絡を取って、犯罪によって受けた精神的、身体的、経済的ダメージから立ち直るためのサポートを受けたり、他の方策と一緒に考えたりすることができます。全犯罪ホットラインの電話番号は1-866-689-HELP (4357)、TDD番号は866-604-5350です。

自身や知人がアイデンティティを理由として企業、雇用主、家主からハラスメントや差別を受けた場合は、311番に電話して「human rights」(人権)とってください。

あなたは住居、職場、または公共の場所で、人種、出身国、年齢、在留資格、障がい、またはニューヨーク州人権保護法の下で守られるその他の属性を根拠とした差別から保護されます。ニューヨーク市人権委員会は本法の執行に責任を負っています。違反者は罰金を科せられるか、被害者への損害賠償を課せられる場合があります。

在留資格の取得についてサポートが必要である場合

ニューヨークに住む人は在留資格の有無にかかわらず、誰でもActionNYCホットラインに電話して、安全な移民生活を送るための法的支援を無料で受けられます。ActionNYCホットライン(1-800-354-0365)に電話するか311番に電話して「ActionNYC」と伝えてください。

こころのケアについてサポートが必要である場合

NYC Wellでは、こころの不調に苦しむ人へサポートを提供しています。経験豊富なカウンセラーが24時間年中無休で、200種類以上の言語にて相談を受け付けています。相談内容の秘密は厳守されます。888-NYC-WELLに電話するか、または65173番にテキストメッセージ「WELL」を送信してください。nyc.gov/nycwellではオンラインチャットも利用できます。



Office for the Prevention of Hate Crimes

Mayor's Office of Immigrant Affairs

Commission on Human Rights